

副 本

令和元年(ワ)第172号、令和3年(ワ)第181号、令和5年(ワ)第290号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外6名

被告 金 井 豊 外2名

令和7年7月7日

準 備 書 面 (14)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



目 次

第 1	原告ら第 4 0 準備書面について	3
1	原告らの主張	3
2	被告ら及び補助参加人の反論	3
第 2	原告ら第 4 1 準備書面について	5
1	原告らの主張	5
2	被告ら及び補助参加人の反論	5
第 3	原告ら第 4 2 準備書面について	9
1	原告らの主張	9
2	被告ら及び補助参加人の反論	10
第 4	結論	11

被告ら及び補助参加人は、本準備書面において、原告らの第40準備書面（令和6年9月20日付け）、第41準備書面及び第42準備書面（いずれも令和7年3月10日付け）について、必要と認める範囲で述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 原告ら第40準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第40準備書面において、「裁判所の見解」（第10回口頭弁論調書8ないし10頁）は誤りとした上で、四国電力伊方発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に係る最高裁判所第一小法廷平成4年10月29日判決（民集46巻7号1174頁。以下「伊方最高裁判決」という。）や、人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟・仮処分の判決・決定を繰々引用した上で、これらの原子力発電所の行政訴訟や民事訴訟・仮処分は、「証拠の偏在」という点において本件訴訟と共通しているとして、本件訴訟において主張立証責任の軽減あるいは転換が認められるべきであると主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

そもそも、原告らが繰々述べる事項は、つまるところ、会社法360条の解釈についてであって、かかる法令解釈の問題については、既に原被告双方の主張が尽くされた上で、「裁判所の見解」が示されたものである。

また、判例通説である法律要件分類説によれば、請求原因を基礎付ける要件事実の主張立証責任は、原告にあり、この理を変更した

最高裁判所判例が存在しないのはもちろんのこと、法律上の根拠¹もなく主張立証責任の所在そのものを転換した裁判例は存在しない。

この点、原告らのいう伊方最高裁判決は、行政訴訟における判断枠組みであって、会社法360条に基づく違法行為差止訴訟（民事訴訟）である本件に当てはまるものではない²。

さらに、原告らは、「証拠の偏在」についても述べるが（原告ら第40準備書面14頁）、新規制基準の内容、新規制基準の策定に当たったの考え方、本件原子力発電所を含む各発電所の新規制基準適合性確認審査に当たって補助参加人を含む各事業者が提出した資料、同審査における審議判断の内容等は、全て原子力規制委員会のウェブサイト（<https://www.nra.go.jp>）で公開されていることから、主張立証責任の軽減あるいは転換が問題となるような「証拠の偏在」はない。

¹ 例えば、不正競争防止法（平成5年法律第47号）5条、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）7条等。

² 橋本博之・平成6年度重要判例解説においては、「伊方判決は、あくまでも行政庁の専門技術的裁量の司法審査という枠組みの中での議論であることに留意する必要がある。」（ジュリスト1068号40頁）と指摘されている。

また、直近の伊方発電所の運転差止仮処分に係る決定においても、以下のとおり、伊方最高裁判決の判断を民事訴訟である運転差止訴訟・仮処分に直ちに当てはめることはできないと判示されている。

① 広島高等裁判所令和3年3月18日決定・判例時報2523号9頁（確定）

「当裁判所は（略）上記訴訟（引用者注：伊方最高裁判決）の審理判断基準を本件の判断に直ちに持ち込むことは相当でないと考える。したがって、当裁判所としては（略）疎明責任は、民事保全事件の原則のとおり、債権者らが負うべきであると考え。」（判例時報2523号55頁）

② 広島高等裁判所令和5年3月24日決定・裁判所ウェブサイト（確定）

「本件発電所の安全管理に関する資料を原告らが入手することは容易であり、特に証拠の偏在等もうかがわれないこと（略）などに照らせば、上記訴訟（引用者注：伊方最高裁判決）の審理判断基準を本件の判断に直ちに持ち込み、相手方に新規制基準の合理性やその適用の合理性についての主張・疎明責任を負わせ、それが尽くされない場合には、これを合理性を欠き具体的危険性があると推定されるところとは相当でないと考える。」

（乙167の38頁）

なお、原告らは、株主総会で十分な説明を受けていないことから主張立証責任を転換すべきとも主張するが（原告ら第40準備書面15、16頁）、かかる場合に主張立証責任の軽減あるいは転換を認める法令も存在しておらず、独自の見解と言わざるを得ない。

以上に述べたとおり、本件訴訟の要件事実である、「取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」こと、「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある」ことの2つについて、いずれも原告らに主張立証責任があることは明らかである。

よって、原告らの第40準備書面における主張は理由がない。

なお、原告ら第40準備書面9頁5行目には、「公告尚史」とあるが、正しくは「交告尚史」（こうけつ・ひさし）である。

第2 原告ら第41準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第41準備書面において、補助参加人の取締役会議事録等を繰々引用した上で、「いずれの取締役会においても、本件原発の再稼働ありきの報告ないし協議にとどまっており、福島原発事故による被害ないし損害の大きさを踏まえた上での、本件原発を再稼働しないという選択肢の検討がなされた形跡は窺われない。」（原告ら第41準備書面6頁）として、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反があると主張する。

2 被告ら及び補助参加人の反論

(1) はじめに

令和3年3月10日付け被告ら及び補助参加人準備書面(5)3な

いし7頁で述べたとおり、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律³をはじめとする関係法令を遵守し、監督官庁の科学的、専門技術的判断を踏まえて、本件原子力発電所の再稼働の可否を判断することとしており、かかる対応に何ら不合理な点はなく、「法令若しくは定款に違反する行為」はない（東京高等裁判所平成11年3月25日判決・判例時報1686号33頁参照）。

この点、補助参加人の取締役会においては、福島第一原子力発電所事故後、同事故を踏まえた安全強化策を講じるとともに、同事故の検証等を踏まえて更なる対策が必要であれば適切に実施し、本件原子力発電所の安全が確保されていることを確認した上で再稼働を目指すことが協議・報告されるとともに（乙203、乙204）、原子力規制委員会の新規制基準の施行後、同基準への適合性確認審査への申請及び申請に係る工事費等について協議・決定されている（乙209、乙210）。そして、申請後においては、被告ら及び補助参加人は、令和6年能登半島地震も含めた新たな知見を適切に反映しつつ、同審査に適切に対応してきたところであり（乙213の26、42頁）、かかる対応に何ら不合理な点はない。

(2) 福島第一原子力発電所事故等について

原告らは、「東日本大震災及び福島原発事故（特に電源喪失や配管破断）の原因についての究明及び総括（略）検討がなされた形跡は窺われない。」（原告ら第41準備書面6、7頁）と述べるが、準備書面(5)8頁で述べたとおり、同事故の解明は、福島第一

³ 原告ら第42準備書面7頁11行目には、「原子炉規正法」、同24行目には、「原子炉等規正法」とそれぞれあるが、正しくは「原子炉等規制法」である。

原子力発電所を設置、管理する東京電力等において行われるものであり、補助参加人の取締役がかかる「究明及び総括」をすべき義務はない。

この点、原告らは、第42準備書面においても、「福島原発事故の原因すら不明な時点で会社の方針を決めてしまっている」（原告ら第42準備書面2頁）として、あたかも平成23年当時、福島第一原子力発電所事故の原因が判明していなかったかのよう
に述べるが、同事故の原因が津波による電源喪失であることは、発生直後に東京電力から国に報告されており（乙208）、原告らの主張は前提を欠く。

なお、原子力規制委員会（乙50）、日本学術会議（乙55）及び国際原子力機関（乙56）等の各報告書においても、同事故の原因は津波による電源喪失であるとの見解で一致しており、原告らの主張する「配管破断」は発生していないとされていることは、準備書面(5)9、10頁で述べたとおりである。

その他、原告らは、重大事故発生リスク等について、「検討がなされた形跡は窺われない」（原告ら第41準備書面6、7頁）とも述べるが、準備書面(5)4、5頁で述べたとおり、これらの事項については、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査における審議を経た上で同委員会の判断が予定されているところ、かかる科学的、専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない。

(3) コスト等について

原告らは、「事故リスクや再稼働に要するコスト等を踏まえた他の発電方法との比較検討並びに本件原発を再稼働しないという選択肢の検討がなされた形跡は窺われない」（原告ら第41準備

書面7頁)とも述べるが、令和4年2月28日付け被告ら及び補助参加人準備書面(7)3頁で述べたとおり、どの電源にどの程度投資することが妥当かという点は、経営方針の妥当性の問題であって、違法性の問題たり得ない。

なお、原告らのいう、「事故リスク」、「再稼働しないという選択肢」については、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全強化策を講じるとともに、同事故の検証等を踏まえて更なる対策が必要であれば適切に実施し、本件原子力発電所の安全が確保されていることを確認した上で再稼働を目指すこと(すなわち、安全が確保されていることが確認されない限りは「再稼働しないという選択肢」を採ること)が取締役会において協議・報告されていることは、前記(1)で述べたとおりである。

また、原告らのいう、「再稼働に要するコスト」については、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所の安全対策費用等につき、会計基準等に従い適切に計上し、有価証券報告書等において公表しており、それら報告書等は、資格を有する独立した監査人により、いずれも適正なものだと認められていることは、準備書面(7)6頁で述べたとおりである。

この点、令和7年2月に国の発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告書においては、原子力発電の発電コストは事故リスク対応費用等を含めても他の電源と比べて遜色ないことが確認されている(乙219)。

さらに、原告らのいう、「他の発電方法との比較検討」については、補助参加人は「北陸電力グループCSRレポート2011」において、本件原子力発電所の再稼働を目指すとともに、LNG(液化天然ガス)火力の導入や水力・太陽光・風力・木質パ

イオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大を推進し⁴、電源の多様化と低炭素化を図るという経営の基本方針を既に明らかにしている上（乙207の11ないし14頁）、「北陸電力グループ統合報告書2024」においても、「今後も志賀原子力発電所の再稼働をはじめ、費用対効果を踏まえた再生可能エネルギーの開発に着実に取り組み、更なる電源の多様化・脱炭素化に努めていきます。」（乙213の43頁）としているところである。

(4) まとめ

以上に述べたとおり、原告らの第41準備書面における主張はいずれも理由がない。

第3 原告ら第42準備書面について

1 原告らの主張

原告らは、第42準備書面において、原子力基本法や原子力規制委員会設置法、原子力災害対策特別措置法の規定、原子力発電所の運転差止に係る裁判例等を縷々引用した上で、「原子力防災計画（略）が実効性のあるものであることを確認検討することは取締役が負うべき法令遵守義務の一内容を成すのであり、そうした確認検討をしないまま原発再稼働を決定したとすれば法令に違反する。」（原告ら第42準備書面13頁）として、被告らに原子力災害対策特別措置法等の法令違反並びに善管注意義務及び忠実義務違反があると主張する。

⁴ 富山新港火力発電所 LNG1 号機は、平成 30 年 11 月 21 日に運転を開始した（乙 10 の 17 頁）。さらに、令和 7 年、同発電所 LNG2 号機の建設計画を決定している（<https://www.rikuden.co.jp/press/attach/25042810.pdf>）。

また、4 箇所の太陽光発電所が、平成 23 年から平成 24 年にかけて運転を開始した（乙 207 の 13 頁）。

2 被告ら及び補助参加人の反論

準備書面(7) 1 1、1 2 頁で述べたとおり、原子力災害対策については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者、国及び地方公共団体が相互に連携、協力することとされているところ、被告ら及び補助参加人は、同法に従って、原子力事業者防災業務計画の策定（同法 7 条）、原子力防災組織の設置（同法 8 条）、原子力防災管理者の選任（同法 9 条）、事業者防災訓練の実施（同法 1 3 条の 2）等を行っているほか、国や地方公共団体の原子力防災訓練に参加し役割分担や連携を確認するなど、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでいる。

また、令和 6 年 9 月 2 0 日付け被告ら及び補助参加人準備書面(13) 1 2 頁で述べたとおり、被告ら及び補助参加人は、今後も、令和 6 年能登半島地震の知見を踏まえつつ原子力災害対策の強化に対応することとしている。

すなわち、岸田文雄・内閣総理大臣（当時）は、令和 6 年 2 月 2 日、参議院本会議において、令和 6 年能登半島地震の被災状況を検証しつつ志賀地域の緊急時対応の取りまとめを行う旨説明しているところ、補助参加人は、内閣府が設置した志賀地域原子力防災協議会作業部会（甲第 2 3 2 号証の報告書は、令和 6 年 4 月 1 2 日の第 9 回作業部会です承されたものである。さらに、令和 7 年 3 月 2 4 日の第 1 0 回作業部会⁵では、石川県及び富山県から、令和 6 年能登半島地震を踏まえた原子力災害対策の強化について報告されている。）に関係市町とともにオブザーバー出席し、志賀地域の緊急時対応の取りまとめに向けて、国及び地方公共団体と相互に連携、協

⁵ https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/pdf/05_shika_gijii10.pdf

力し、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでいる。

以上のとおり、被告らに原子力災害対策特別措置法等の法令違反はなく、善管注意義務及び忠実義務違反もない。

さらに、原告らは、原子力発電所の運転差止訴訟の裁判例について縷々述べるが、水戸地方裁判所令和3年3月18日判決・判例時報2524・2525号40頁及び札幌地方裁判所令和4年5月31日判決・裁判所ウェブサイトは、控訴審係属中であり、確定したものではない。これに対し、仙台高等裁判所令和6年11月27日判決・裁判所ウェブサイト（確定）は、準備書面(13)脚注1記載の裁判例（大阪高等裁判所令和6年3月15日決定・裁判所ウェブサイト及び広島高等裁判所松江支部同年5月15日決定・裁判所ウェブサイト。いずれも確定）と同様、民事訴訟において、原子力発電所に起因して避難を必要とするような重大事故が発生する具体的な機序は原告らが主張立証すべきことを指摘するものである。

この点、原告らが、本件原子力発電所に起因して避難を必要とするような重大事故が発生する具体的な機序を何ら主張立証していないことは、準備書面(13)11頁で述べたとおりである。

よって、原告らの第42準備書面における主張は理由がない。

第4 結論

以上に述べたとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、本件請求は棄却されるべきである。

以 上